茨城県建築基準条例（昭和36年条例第21号）新旧対照表

改正案	現行
目次	目次
第１章から第３章まで　略	第１章から第３章まで　略
第４章　特殊建築物	第４章　特殊建築物
第１節から第８節まで　略	第１節から第８節まで　略
第９節　雑則（第46条の２―第46条の２の３）	第９節　雑則（第46条の２・第46条の２の２）
第４章の２　長屋（第46条の２の４）	第４章の２　長屋（第46条の２の３）
第４章の３から第６章まで　略	第４章の３から第６章まで　略
付則	付則
（別の建築物とみなすことができる部分）	
第46条の２の３　第10条，第17条，第20条，第22条の２又は第28条の２第２項に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第117条第２項各号に定める部分が２以上ある建築物の当該建築物の部分は，これらの規定の適用については，それぞれ別の建築物とみなす。	（新設）
２　第13条の２（排煙設備に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第126条の２第２項各号に定める部分が２以上ある建築物の当該建築物の部分は，第13条の２の規定の適用については，それぞれ別の建築物とみなす。	（新設）
３　第13条の２（非常用の照明装置に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第126条の４第２項に定める部分が２以上ある建築物の当該建築物の部分は，第13条の２の規定の適用については，それぞれ別の建築物とみなす。	（新設）
４　第18条の２第１項（第46条の２の４第１項において準用する場合を含む。），第29条第２項又は第44条第１項第１号に規定する基準の適	（新設）

用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の８に定める部分が２以上ある建築物の当該建築物の部分は，これらの規定の適用については，それぞれ別の建築物とみなす。	
第４章の２　長屋	第４章の２　長屋
	（長屋の設置禁止，居室，出入口及び構造）
第46条の２の４　略	第46条の２の３　略
（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和）	（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和）
第48条　法第86条第１項若しくは第２項若しくは第86条の２第１項の規定による認定又は法第86条第３項若しくは第４項若しくは第86条の２第２項若しくは第３項の規定による許可を受けた一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物に対する第３条，第４条，第７条，第12条，第13条，第15条（第46条の２の４第１項において準用する場合を含む。），第16条（第46条の２の４第１項において準用する場合を含む。），第21条から第22条の２まで，第24条から第25条まで及び第34条から第35条の２までの規定の適用については，当該一団地又は一定の一団の土地の区域を当該建築物の一の敷地とみなす。	第48条　法第86条第１項若しくは第２項若しくは第86条の２第１項の規定による認定又は法第86条第３項若しくは第４項若しくは第86条の２第２項若しくは第３項の規定による許可を受けた一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物に対する第３条，第４条，第７条，第12条，第13条，第15条（第46条の２の３第１項において準用する場合を含む。），第16条（第46条の２の３第１項において準用する場合を含む。），第21条から第22条の２まで，第24条から第25条まで及び第34条から第35条の２までの規定の適用については，当該一団地又は一定の一団の土地の区域を当該建築物の一の敷地とみなす。
（既存の建築物に対する制限の緩和）	（既存の建築物に対する制限の緩和）
第48条の２　法第３条第２項の規定により第10条，第12条，第13条，第13条の２（排煙設備に係る部分に限る。以下この項から第３項までにおいて同じ。），第15条第２号（第46条の２の４第１項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。），第16条（第46条の２の４第１項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。），第17条，第18条の２第１項（第46条の２の４第１項において準用する場合を含む。以下この項及び第３項において同じ。），第22条の２，第26条，第27条，第28条第４号，第29条第２項，第30条又は第31条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる建築物の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める範囲内において増築又は改築をす	（新設）

る場合においては，法第３条第３項（第３号及び第４号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず，これらの規定は，適用しない。	
(1)　第10条，第13条，第13条の２，第17条，第22条の２，第27条第２号又は第28条第４号の規定の適用を受けない建築物　令第137条の６の２第２項各号のいずれか（居室の部分に係る増築にあつては，同項第１号）に該当する増築又は改築に係る部分	（新設）
(2)　第12条，第15条第２号又は第16条の規定の適用を受けない建築物　増築（居室の部分に係るものを除く。以下この号において同じ。）又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の１を超えず，かつ，当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築に係る部分	（新設）
(3)　第18条の２第１項の規定の適用を受けない建築物　令第137条の２の２第１項各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分	（新設）
(4)　第26条，第29条第２項，第30条又は第31条の規定の適用を受けない建築物　令第137条の４各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分	（新設）
(5)　第27条第１号の規定の適用を受けない建築物　令第137条の６の４第２項第１号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分	（新設）
２　法第３条第２項の規定により第３条第１号，第10条から第13条の２まで，第14条（第46条の２の４第１項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。），第15条第２号，第16条，第17条，第22条の２，第26条，第27条，第28条第４号，第29条第２項，第30条又は第31条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる建築物の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める範囲内において大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては，法第３条第３項の規定にかかわらず，これらの規定は，適用しない。	第48条の２　法第３条第２項の規定により第14条（第46条の２の３第１項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。），第26条，第27条第１号，第29条第２項，第30条又は第31条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる建築物の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める範囲内において大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては，法第３条第３項第３号及び第４号の規定にかかわらず，これらの規定は，適用しない。

(1)　第３条第１号の規定の適用を受けない建築物　当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であつて，令第137条の12第６項の規定により交通上，安全上，防火上及び衛生上支障がないと認められたもの	（新設）
(2)　第10条，第12条から第13条の２まで，第15条第２号，第16条，第17条，第22条の２，第27条第２号又は第28条第４号の規定の適用を受けない建築物　当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であつて，当該建築物の避難の安全上支障とならないもの	（新設）
(3)　第11条又は第14条の規定の適用を受けない建築物　当該建築物における当該建築物の用途の変更を伴わない全ての大規模の修繕又は大規模の模様替	(1)　第14条の規定の適用を受けない建築物　当該建築物の用途の変更を伴わない当該建築物の修繕又は模様替のすべて
(4)　第26条，第29条第２項，第30条又は第31条の規定の適用を受けない建築物　当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替	(2)　第26条，第27条第１号，第29条第２項，第30条又は第31条の規定の適用を受けない建築物　当該建築物の修繕又は模様替のすべて
(5)　第27条第１号の規定の適用を受けない建築物　当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替	（新設）
３　法第３条第２項の規定により第10条，第13条，第13条の２，第17条，第18条の２第１項，第22条の２，第26条，第27条，第28条第４号，第29条第２項，第30条又は第31条の規定の適用を受けない建築物であつて，これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として次に掲げる建築物の部分の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が２以上あるものについて増築，改築，大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項及び次項において「増築等」という。）をする場合においては，法第３条第３項の規定にかかわらず，当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては，これらの規定は，適用しない。	２　法第３条第２項の規定により第10条，第13条，第13条の２，第17条，第20条，第22条の２，第27条第２号又は第28条第４号の規定の適用を受けない建築物であつて，これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として次に掲げる建築物の部分の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が２以上あるものについて増築等をする場合においては，法第３条第３項第３号及び第４号の規定にかかわらず，当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては，これらの規定は，適用しない。

(1)　第10条，第13条，第17条，第22条の２，第27条第２号又は第28条第４号に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分　令第117条第２項各号に掲げる建築物の部分	(1)　第10条，第13条，第13条の２（非常用の照明装置に係る部分に限る。），第17条，第20条，第22条の２，第27条第２号又は第28条第４号に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分　建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分
(2)　第13条の２に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分　令第126条の２第２項各号に掲げる建築物の部分	(2)　第13条の２（排煙設備に係る部分に限る。）に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分　建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁で区画されている場合における当該区画された部分又は建築物が令第126条の２第２項第１号に規定する防火設備で区画されている場合における当該区画された部分
(3)　第18条の２第１項，第26条，第27条第１号，第29条第２項，第30条又は第31条に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分　令第109条の８に定める建築物の部分	（新設）
４　法第３条第２項の規定により第８条，第13条の２（非常用の照明装置に係る部分に限る。），第15条第１号（第46条の２の４第１項において準用する場合を含む。），第18条の２第２項（第46条の２の４第１項において準用する場合を含む。）若しくは第３項（第46条の２の４第２項において準用する場合を含む。），第20条，第28条第２号若しくは第３号，第28条の２第１項若しくは第２項，第29条第１項又は第46条の３の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては，法第３条第３項の規定にかかわらず，当該増築等をする部分以外の部分に対しては，これらの規定は，適用しない。	３　法第３条第２項の規定により第28条第２号，第28条の２第１項又は第29条第１項第２号の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては，法第３条第３項第３号及び第４号の規定にかかわらず，当該増築等をする部分以外の部分に対しては，これらの規定は，適用しない。